

年 月 日

# 手術申請書

佐伯市長 様

申請者 団体名

代表者氏名 印

電話番号

下記の所有者不明猫について、佐伯市におけるおおいた動物愛護センター拠点型手術事務要領第8条第1項の規定により申請します。

なお、申請において裏面の事項について同意します。

## 記

手術する猫の内容	性別	
	種類	
	毛色	
	推定年齢	
捕獲場所		
所有者不明猫であることの 確認方法		
捕獲器の必要の有無	必要 ・ 不要	
その他		

※裏面の記載事項を必ず確認してください。

- 1 申請者において、必ず所有者不明猫であることを確認してください。
  - (1) 所有者不明猫が対象のため、首輪や名札があるものや特定の人に継続的に世話をされているなど、所有者がいる可能性のある猫は手術できません。
- 2 申請者において、猫の捕獲、運搬及び解放を行ってください。
  - (1) 猫の捕獲及び運搬の際は手袋等を着用し、怪我のないように注意してください。
  - (2) 捕獲器の蓋は、しっかり止めて猫が逃げ出さないようにしてください。
  - (3) 猫は、必ず捕獲した場所に解放してください。
- 3 おおいた動物愛護センターにおいて、手術を行った猫に手術済みであることが外見から判断できる措置として、耳先カットを行います。
  - (1) 耳先カットとは、耳の先端をV字にカットするもの(雄は右側、雌は左側)で、手術した猫を間違ってもう一度捕獲しないためのしるしです。地域住民に対して「手術済み」であることの証明となり、地域における活動についての理解を得やすくなります。
  - (2) 猫がすでに手術済みであることが判明した場合でも耳先カットを行います。
- 4 手術を行う際、所有者不明猫は健康管理が十分とは言えず、また人に慣れていないため、ショック死等の恐れがあります。
- 5 猫の健康状態等により、手術が行えない場合があります。